

平成23年1月



一般社団法人日本マンション管理士会連合会限定

安心なマンション管理士業務の実現のために・・・

マンション管理士賠償責任保険

業務過誤賠償責任保険普通保険約款 マンション管理士特約条項



保険期間

平成23年1月1日午後4時～平成24年1月1日午後4時

お申込み締切日

平成22年12月22日(火)

※中途加入は、随時受付しております。

加入依頼書が毎月15日までに一般社団法人日本マンション管理士会連合会事務所に到着した場合、保険期間は翌月1日からとなります。

保険の内容

この保険は、マンション管理士の業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して加入者(被保険者)に対して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことによる被る損害(※)をお支払いする保険です。

(※)法律上の賠償責任を負担することによって発生する費用(損害賠償金、訴訟費用等)をいいます。

1. ご加入資格

一般社団法人日本マンション管理士会連合会員所属のマンション管理士であること

(注)この保険は、一般社団法人日本マンション管理士会連合会様向けに作らせていただいた商品であり、一般販売はしていません。(平成22年10月現在)

2. 保険金のお支払対象となる業務

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年12月8日法律第149号)第2条(定義)第5号に規定するマンション管理士として行う業務(※)です。

(※)管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者またはマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことをいいます。

3. 保険金のお支払い対象となる費用



・被害者にお支払すべき法律上の損害賠償金

(例)第三者に身体障害を与えた時の治療費や逸失利益、第三者の財物に損害を与えた時の修理費等

・訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士費用等(事前に損保ジャパンの承認が必要です。) など

4. 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- ・加入者(被保険者)の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ・法令に違反することを加入者(被保険者)が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求。
- ・日本国以外の場所で発生した身体障害・財物損壊に関する事故
- ・通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- ・利害関係者から提訴された損害賠償請求
- ・名誉き損または秘密漏えいに対する損害賠償請求(※1)
- ・口頭もしくは文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害に対する損害賠償請求(※2)
- ・業務の前提となった資料、情報等についての未実現の事実について、実現を前提としたことの過誤に起因する損害賠償請求
- ・業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ・業務についての報酬、手数料等に関する損害賠償請求
- ・投資の結果、保険付保の瑕疵、各種業者の選定に起因する損害賠償請求
- ・景観が不良であるとの申し立てに基づく損害賠償請求
- ・環境に与えた損失に起因する損害賠償請求

など

※1 秘密漏えいに関しては、個人情報漏洩担保特約条項を付保することによって補償対象となります。

※2 人格権侵害担保特約条項を付保することによって補償対象となります。

補償内容と保険料

保険期間:1年間 払込方法:一括払い

保険金額 (千円)		プランA	プランB
業務行為	1事故/期間中	10,000	5,000
身体障害	1事故/期間中	50,000	50,000
財物障害	1事故	10,000	10,000
受託物	1事故/期間中	500	500
保険料 (円)		15,020	13,660

補償範囲削減

- ◆人格権侵害不担保
- ◆個人情報漏洩不担保



保険金額 (千円)		プランC	プランD
業務行為	1事故/期間中	5,000	1,000
身体障害	1事故/期間中	50,000	10,000
財物障害	1事故	10,000	5,000
受託物	1事故/期間中	500	100
保険料 (円)		10,330	4,550

(ご注意)上記プランの中からご希望のプランをお選びください。

ご加入にあたって



- 保険契約者 : 一般社団法人マンション管理士会連合会
- 保険期間 : 平成23年1月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 平成22年12月22日
※中途加入の場合は、毎月15日締切
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : 一般社団法人マンション管理士会連合会所属のマンション管理士
- 被保険者 : 一般社団法人マンション管理士会連合会所属のマンション管理士
- お支払方法 : お支払方法は、現金一括払い方式のみとなります。
上記申込締切日までに集金事務委託をしている一般社団法人マンション管理士会連合会事務局までお振込みください。
- お手続方法 : 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の一般社団法人マンション管理士会連合会事務局までご送付ください。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしております。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成24年1月1日午後4時までとなります。
中途加入保険料につきましては、月割で計算させていただきます。ご加入手続きの際に取扱代理店よりご案内させていただきます。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の一般社団法人マンション管理士会連合会事務局までご連絡ください。
- 保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整させていただきます。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成24年1月1日午後4時までとなります。
また、団体の加入者数が300名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 告知義務等

ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。特に被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)の生年月日、性別、所属マンション管理士会名の記載内容に間違いがないかをご確認ください。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合は、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除となることがあります。

3. 通知義務

ご加入の後に加入依頼書の記載事項の内容を変更される場合には、あらかじめ問い合わせ先にご通知ください。万が一、ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。また、万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご加入者の住所などを変更される場合

団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

4. 事故がおきた場合の取扱い

事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日以上の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③日本国外での調査
- ④損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から④の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者と協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせ下さい。

5. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成23年1月1日午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、一般社団法人マンション管理士連合会事務局にご連絡ください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ下さい。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 株式会社ジャパン保険サービス 本店営業部
〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-24 TEL 03-3354-3059 : FAX 03-3354-3032

●引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 北東京支店 練馬支社 担当: 小坂塚隼人(こいづかはやと)
〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-20 J. CITY 16階 TEL 03-5910-3540 FAX 03-5393-0161
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター 電話番号0570-022808【ナビダイヤル】(受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時)

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sompo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートデスクへご連絡ください。(フリーダイヤル)0120-727-110

受付時間 ◆平日/午後5時から翌日午前9時まで

◆土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/24時間

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。(SJ10-07301 2010.09.22)